

第2号様式の10（第7条の5関係）

青森県知事 殿

所 属
職氏名

高齢者部分休業承認申請書

㊟

下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

記

1 申請の内容	<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業	<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の時間の延長
	申請期間 年 月 日から 年 月 日まで	(当該職員の定年退職日)
3 申請時間	毎 日 時 分から 時まで	水 時 分から 時まで
	月 時 分から 時まで	木 時 分から 時まで
	火 時 分から 時まで	金 時 分から 時まで
	申請時間の合計 時間	
4 申請の理由		
5 備 考		

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 高齢者部分休業の時間の延長の承認を申請する場合は、申請時間の合計が承認を受けている時間以上となるようにすること。
 - 3 該当する□には、シ印を記入すること。
 - 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第三号様式の注の3中「部分休業」の次に「、修部休…修部部分休業、齢部休…高齢者部分休業」を加える。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

- 7 第七条第十三項を削り、同条第十二項中「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項及び第十一項を削り、同条第九項中「第三条第一号」を「第三条」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第一号様式」を「第二号様式」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。
- 5 環境保健センターに勤務する職員が実験動物の飼育管理に関する作業又は検査器具の消毒若しくは洗浄の作業に従事したときは、衛生検査手当てを支給するものとし、その額は、勤務一月につき八千七百円とする。
- 6 農林総合研究センター（畑作園芸試験場、りんご試験場及び畜産試験場に限り。）に勤務する職員が、起伏のある傾斜地その他作業環境が劣悪な場所において行う道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表に規定する大型特殊自動車に限る。）の運転の作業に従事したとき（一日の作業時間が一時間以上である場合に限る。）は、特殊自動車運転作業手

当を支給するものとし、その額は、当該作業に従事した日一日につき二百七十円（一日の作業時間が四時間に満たない場合にあつては、百七十円）とする。

7 農林総合研究センター所長は、特殊自動車運転作業手当整理簿（第一号様式）を備えなければならない。

第七条中第四項を削り、第三項を第四項とし、同条第二項中「職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「及び」という。）を削り、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第五項の規定により衛生検査手当の支給を受ける職員が、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第五条各号に規定する作業に従事した場合において、月の初日から末日までの期間に係る感染症等防疫作業手当の総額と衛生検査手当の額との合計額がその者を特殊勤務手当条例第十七条の七第一号に規定する職員に該当するものとした場合に同条の規定により支給を受ける衛生検査手当の額を超えるときは、その超える額の感染症等防疫作業手当を支給しない。

別表第六青森県立中央病院の項中「エックス線操作の作業の補助に従事することを指定された職員並びに」を削り、同表青森県立つくしが丘病院の項中

(2)	エックス線操作の作業の補助に従事することを指定された職員	二
(3)	(1)及び(2)以外の職員	一

を
に改

(2)	(1)以外の職員	一
-----	----------	---

め、同表保健所の項を削り、同表青森県立さわらび園の項中

(2)	児童の衣料の洗濯業務を主たる職務とする者	二
(3)	(1)及び(2)以外の職員	一

を
に改

(2)	(1)以外の職員	一
-----	----------	---

める。

第三号様式中「又は特殊自動車運転作業に4時間以上従事した場合」を「日数」

に改め、同様式を第四号様式とし、第二号様式を第三号様式とし、第一号様式を第一号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第1号様式（第7条関係）

特殊自動車運転作業手当整理簿（ 年 月分）

農林総合研究センター

職	氏 名	作業従事日数 （1日の作業時間が1時間以上の場合に限る。）	左のうち、1日の作業時間が4時間未満の日数	手当支給額

注 用紙の大きさは、日本工業規格A1縦長とする。

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

診療手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

診療手当支給規程の一部を改正する訓令

診療手当支給規程（昭和二十七年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「職員診療所」を削る。

第三条第一号中「休職」の下に「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業及び同法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業」を加える。

第六条及び別表第一中、「職員診療所長」を削る。

別表第二中「職員診療所」を削り、「医師」の下に「及び歯科医師」を加える。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令

危険作業手当支給規程（昭和三十三年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次の

ように改正する。

第二条中「本庁環境政策課、本庁工業振興課」を「本庁工業振興課、本庁資源工ネルギー課」に改める。

第五条中「本庁環境政策課長、本庁工業振興課長」を「本庁工業振興課長、本庁資源工ネルギー課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「ホ」を「ハ」に改め、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 林業に関する普及指導

第二条第一項第二号中二を削り、ハを二とし、ロを八とし、イをロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 農業経営又は農村生活の改善に関する普及指導

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号の表中「岩崎村」を削り、「中里町」を「中泊町」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「浪岡町に駐在する」を「青森県立自然ふれあいセンターに勤務する」に、「浪岡町の」を「青森市の」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を同項第十五号とし、同項第十七号中「又は新産業創造課」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同

項第十九号を同項第十八号とし、同条第二項中「第五号」を「第四号」に、「第九号及び第十二号」を「第八号及び第十一号」に改める。
 第四条第一項中「第十六号」を「第十五号」に改める。
 第五条中「第二条第一項第十七号から第十九号」を「第一条第一項第十六号から第十八号」に改める。

別表第四中

六、五九〇円 (講師養成課程を受講する場合にあつては六、六〇〇円)	六、五〇〇円 (講師養成課程を受講する場合にあつては六、五〇〇円)
--------------------------------------	--------------------------------------

を

に、「六、七六〇円」を「六、七五〇円」に、

六、五四〇円	六、五二〇円
--------	--------

東北自治研修所の研修	
前期の研 修の研	三期一〇〇円
後期の研 修の研	三期一一〇円

を

東北自治研修所の研修	二期八六〇円
------------	--------

に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の

表の改正規定（「中里町」を「中泊町」に改める部分に限る。）は公表の日から、同表の改正規定（「岩崎村」を削る部分に限る。）は同年三月三十一日から施行する。

青森県訓令甲第二十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一電話の交換業務に従事する者、タイプライターによる文書の浄書の業務に従事する者、総務部総務学事課に勤務する職員で印刷製本又は文書の收受、発送若しくは文書の編さん保存に関する業務を行う者の項中、「タイプライターによる文書の浄書の業務に従事する者」を削り、同表企画政策部情報システム課又は出納局出納課に勤務する職員で電子計算業務に従事する者の項から職員診療所に勤務する職員の項までを削り、同表健康福祉こどもセンターに勤務する職員の項中、「診療工ツクス線技師の補助業務に専従する者」を削り、同表身体障害者更生相談所に勤務する看護師の項中「身体障害者更生相談所」を「障害者相談センター」に改め、同表中

— — —	— —
-------	-----

を

— — —	— —
-------	-----

に、

別表第二環境生活部原子力安全対策課の項を削り、同表環境生活部自然保護課の項の次に次のように加える。

企画政策部政策調整課	撮影及び現像用	作業帽 作業上衣 ジャンパー (夏、冬)
------------	---------	-------------------------------

別表第一総務部人事課の項を削り、同表企画政策部市町村振興課の項を次のように改める。

普及指導員、林業普及指導員	作業服	一年	農林水産事務所に勤務する職員のみ
---------------	-----	----	------------------

改め、同表改良普及員、林業改良指導員、蚕業改良の指導の業務に従事する者の項を次のように改める。

用務員	制服 用務員服 作業服 ゴム長靴 ズック靴	一年 二年 三年	夏、冬、ステンカラー 各一組
-----	-----------------------------------	----------------	-------------------

用務員	制服 用務員服 作業服 ゴム長靴 ズック靴	一年 二年 三年	夏、冬、ステンカラー 各一組
-----	-----------------------------------	----------------	-------------------

に

を

別表第二特別対策局広報広聴室の項及び特別対策局環境再生対策室の項を削り、同表農林水産事務所の項を次のように改める。

環境生活部環境再生対策室	現地調査用	作業服 安全帽 安全靴 ゴム長靴 特殊雨合羽 防寒衣
--------------	-------	---

農林水産事務所	土壌の分析及び農業に関する普及指導用	作業白衣 雨合羽 ゴム長靴 ゴム特長靴 防寒衣
りんごその他一般の果樹の調査指導、農業生産の指導奨励、畜産の指導奨励、林業の経営指導、林産物の生産指導その他現場用		作業服 雨合羽 ゴム長靴 防寒衣

別表第二農林水産事務所（地域農業改良普及センター）に限る。）の項を削る。附則 この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭